



2018 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 クラリオン株式会社
代 表 者 名 代表執行役 執行役社長兼 CEO
川 端 敦
(コード番号 6796 東証第一部)

問 合 せ 先
責 任 者 役 職 名 経営戦略本部 担当本部長
氏 名 宮 本 浩
T E L (048)601-3700 (代表)
当 社 の 親 会 社 株式会社日立製作所
代 表 者 名 代表執行役 執行役社長兼 CEO
東 原 敏 昭
(コード番号 6501 東・名)

会 社 名 エナップ シス エスエーエス
(Hennape Six SAS)
代 表 者 名 プレジデント ノルウェン・ドゥロネイ
(Nolwenn Delaunay)

エナップ シス エスエーエスによるクラリオン株式会社普通株式 (証券コード 6796) に対する公開買付けに関するお知らせ

フォルシア・エス・エー (Faurecia S.A.) の子会社であるエナップ シス エスエーエスは、本日、クラリオン株式会社の普通株式に対し、別添のとおり公開買付けを実施する旨を決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、エナップ シス エスエーエス (公開買付者) が、クラリオン株式会社 (本公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2018 年 10 月 26 日付「クラリオン株式会社普通株式 (証券コード 6796) に対する公開買付けに関するお知らせ」

2018 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 エナップ シス エスエーエス
(Hennape Six SAS)
代表者名 プレジデント ノルウェン・ドゥロネイ
(Nolwenn Delaunay)

クラリオン株式会社普通株式（証券コード 6796）に対する公開買付けに関するお知らせ

エナップ シス エスエーエス（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、クラリオン株式会社（コード番号：6796、東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けは、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終え又は終えられるとの確認が得られ、本前提条件（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」に定義します。）が充足された場合（又は公開買付者が本前提条件を放棄した場合）、速やかに開始することを予定しています。本日現在、2019 年 1 月に本公開買付けを開始することを想定しておりますが、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けの日程につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2016 年 12 月 22 日に設立されたフランスの単純型会社であり、本公開買付けを通じて対象者株式を取得し、本公開買付け成立後に対象者株式を保有することを主たる目的としています。本日現在、フォルシア・エス・エー (Faurecia S.A.)（以下「フォルシア」といい、関係会社を含め、以下総称して「フォルシアグループ」といいます。）が、公開買付者の発行済株式の全てを所有しております。また、本日現在、公開買付者及びフォルシアは、対象者株式を所有しておりません。

公開買付者は、本日、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終え又は終えられるとの確認が得られ、本応募契約（注 1）における本公開買付け開始の条件（注 2）及び本公開買付け契約（注 3）における本公開買付け開始の条件（注 4）（以下総称して「本前提条件」といいます。）が充足された場合（又は公開買付者が本前提条件を放棄した場合）、対象者株式の全て（但し、対

象者が所有する自己株式を除きます。)を取得するための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として本公開買付けを実施することを決定しました。

(注1) 公開買付者は、フォルシア及び対象者の親会社である株式会社日立製作所(以下「日立製作所」といいます。)との間で、日立製作所がその所有する対象者株式の全て(35,963,034株、所有割合(注5):63.80%)(以下「本応募株式」といいます。)について、本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約書(以下「本応募契約」といいます。)を本日付で締結しております。本応募契約の詳細につきましては、下記「(4)本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注2) 本応募契約においては、①対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議が行われ、かかる決議が撤回されておらず、また、公開買付期間を延長することを請求する旨の決議がなされていないこと、②日立製作所の表明保証事項が重要な点において真実かつ正確であること、③日立製作所が履行又は遵守すべき本応募契約上の義務を重要な点において履行していること、④下記「(4)本公開買付けに関する重要な合意」に記載の本公開買付契約及び移行サービスの提供及び事業提携に関する契約が有効に存続しており、本公開買付契約に記載の本公開買付け開始の条件(注4)が充足されている(又は公開買付者が放棄している)こと、⑤本公開買付けの完了を阻止する保全命令、仮差止又は差止その他の決定がなされていないこと、及び本公開買付けの完了を違法にするような本公開買付けに適用される法令等が制定されていないこと、並びに⑥公開買付者が、法第166条に列挙される未公表の重要事実を有していないことが本公開買付け開始の条件とされております。

(注3) 公開買付者は、フォルシア及び対象者との間で、本取引の実施に向けた対象者と公開買付者の協力に関する事項を定めた公開買付契約(以下「本公開買付契約」といいます。)を本日付で締結しております。本公開買付契約の詳細につきましては、下記「(4)本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注4) 本公開買付契約においては、①対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議が行われ、かかる決議が撤回されておらず、また、公開買付期間を延長することを請求する旨の決議がなされていないこと、②対象者の表明保証事項が重要な点において真実かつ正確であること、③対象者が履行又は遵守すべき本公開買付契約の義務を重要な点において履行していること、④下記「(4)本公開買付けに関する重要な合意」に記載の本応募契約及び移行サービスの提供及び事業提携に関する契約が有効に存続しており、本応募契約に記載の本公開買付け開始の条件(注2)が充足されている(又は公開買付者が放棄している)こと、⑤本公開買付けの完了を阻止する保全命令、仮差止又は差止その他の決定がなされていないこと、本公開買付けの完了を違法にするような本公開買付けに適用される法令等が制定されていないこと、並びに⑥公開買付者が、法第166条に列挙される未公表の重要事実を有していないことが本公開買付け開始の条件とされております。

(注5) 「所有割合」とは、調整後発行済株式総数(注6)(56,548,837株)から、調整後自己株式数(注6)(184,803株)を控除した株式数(56,364,034株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五

入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じとします。

(注6) 対象者は、2018年10月1日を効力発生日として、対象者株式5株につき1株の割合をもって株式の併合を行っております。「調整後発行済株式総数」とは、対象者が2018年10月25日に公表した「2019年3月期第2四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して記載された2018年9月30日現在の発行済株式総数(56,548,837株)をいいます。「調整後自己株式数」とは、対象者第2四半期決算短信に前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して記載された2018年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(184,803株)をいいます。以下、調整後発行済株式総数及び調整後自己株式数の記載において同じとします。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、37,576,000株(所有割合:66.67%)(注7)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された対象者株式(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(37,576,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者を完全子会社とすることを目的としているため買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(37,576,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(37,576,000株)は、対象者の調整後発行済株式総数(56,548,837株)から調整後自己株式数(184,803株)を控除した株式数(56,364,034株)に係る議決権の数(563,640個)の3分の2(375,760個)(小数点以下切り上げ)に対象者の単元株式数である100株を乗じた数としております。

(注7) 買付予定数の下限は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の変動等のために、本公開買付けにおける実際の買付予定数の下限が上記の数字と異なる可能性があります。本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時において入手可能な最新の対象者が所有する自己株式数を踏まえ、最終的な買付予定数の下限を決定する予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、最終的に対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(詳細については、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)を本取引の一環として実施する予定です。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金をフォルシアからの出資及び借入れ(以下「本フォルシア出融資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに、本フォルシア出融資を受けることを予定しております。なお、対象者が本日公表した「フォルシアの子会社であるエナップ シス エスエーエスによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は本日開催の取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議し、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うこととしているとのことです。対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、対象者に関する記述は、対象者が公表した情報及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者を取り巻く経営環境等

対象者は、1940 年 12 月、電池式家庭用ラジオの製造会社として設立され、その後、日本初のカーラジオ、そして、日本初のカーステレオの発売など、車載機器の黎明期から常に時代をリードする製品を手掛けてきたとのことです。現在は、主として車載情報機器、車載音響機器、セーフティアンドインフォメーションシステム及び自動車向けクラウド情報ネットワークサービス等のシステム製品の開発、生産及び販売並びにサービスの提供を行っているとのことです。また、2006 年からは日立製作所の連結子会社として、事業拡大に努めてきたとのことです。

なお、対象者は、1962 年 8 月に東京証券取引所市場第二部に上場し、1970 年 2 月には東京証券取引所市場第一部銘柄に指定され、現在に至っております。

現在対象者は全世界に 16 ヶ国 30 拠点を展開し、日本、北中南米、欧州及びアジア・オセアニアの四つの地域がそれぞれ統括機能を持ちながら、地域・顧客・商品を軸にしてマーケットをカバーする高度なバリューチェーンによって、世界中のお客様に最適な商品やサービスをタイムリーに提供することが可能な体制を構築しているとのことです。中でも、技術力とフレキシビリティの高い生産体制はグローバル市場から高い評価を得ており、特に、お客様へ純正機器を納入する OEM（相手先ブランド生産）では世界の自動車メーカー（ルノー日産、フォード等）と長期にわたり確かな信頼関係を築いているとのことです。

対象者を取り巻く自動車関連業界におきましては、Connected（外部・相互接続性）、Autonomous（自動運転の実現）、Sharing（カーシェアなどのニーズへの対応）、Electric（電動化）等の技術革新が進行し、市場構造の変革やグローバル競争が激化するとともに、新たな成長機会が拡大しています。このような市場環境において、対象者は「音と情報と人間のより良きつながりを追求し、価値ある商品を生み出すことにより、豊かな社会づくりに寄与します」という企業理念に基づき、これまで培ってきたサウンド技術、統合 HMI（ヒューマンマシンインターフェイス（注 1））技術、クラウド及びエッジコンピューティング技術（注 2）並びにカメラ及びセンシング技術（注 3）を軸とした自動駐車技術の 4 つのコア技術を統合した Smart Cockpit®構想を掲げ、従来の「車載情報機器メーカー」からクルマと情報を「つなげる」付加価値を提供する「車両情報システムソリューションプロバイダー」へと事業変革を図っているとのことです。

（注 1）ヒューマンマシンインターフェイス…人間が機械を操作したり、機械が現在の状態や結果を人間に知らせる手段やそのための道具のこと

（注 2）エッジコンピューティング技術…端末側で高度なデータ処理を行うことにより、認知・判断・クラウドデータのリアルタイム更新等、より迅速な処理を可能とする技術

（注 3）センシング技術…センサー（感知器）などを使用し、自車位置や周辺情報を正確に把握するための技術（自動運転実現のキーテクノロジー）

② フォルシアと対象者及び日立製作所との協議、フォルシアによる意思決定の過程等

公開買付者の発行済株式の全てを所有しているフォルシアは、フランスのナンテールに本社を有しており、フォルシアの株式は、ユーロネクスト・パリに上場され、プジョー・エス・エー（Peugeot S.A.）がフォルシアの連結親会社として2018年9月30日時点で46.34%の株式（議決権保有割合で63.11%）を所有しています。

フォルシアグループは、売上において世界で上位10社に入る自動車部品サプライヤー（出典：Crain Communications Inc. 2018年6月25日付Automotive News）として、3つの戦略的な事業（シート部門（Faurecia Seating）、内装システム部門（Faurecia Interiors）並びに内燃機関及びハイブリッドエンジンのための軽量化と燃費ソリューション、乗用車及び商用車の排出ガス削減、電気自動車及び燃料電池自動車のためのソリューションに取り組むクリーンモビリティ部門（Faurecia Clean Mobility））を有しております。フォルシアグループの顧客基盤は、世界中に分散しており、2017年のフォルシアグループの売上高170億ユーロ（約2.2兆円（2018年10月22日現在の株式会社三井住友銀行の為替レートの仲値である1ユーロ＝129.33円で換算しております。以下同じです。）のうち、50%はヨーロッパ、26%は北米、17%はアジア、5%は南米、2%はその他の地域での売上となっております。

フォルシアグループの収益性は、営業利益が2013年の538百万ユーロ（約696億円）（売上の3%）から2017年の1,170百万ユーロ（約1,513億円）（売上の6.9%）に拡大するなど、継続的に向上しております。約109,000人の従業員を擁するフォルシアグループは、世界的に幅広く事業を展開しており、35か国に跨って300の事業所を有し、そのうち約30は研究開発の拠点になります。製品売上高71億ユーロ（約9,182億円）のシート部門は、顧客にとっての高品質と、搭乗者にとっての快適さと安全性の最適化（快適な車内温度や運転姿勢、及び搭乗者の健康への配慮、並びに高度な安全性に資するソリューション）を両立するシートシステムを開発し、生産しています。

製品売上高54億ユーロ（約6,984億円）の内装システム部門は、スマートフォンとの連携や音声などによる操作を可能とするHMI、各搭乗者のニーズに対応できる快適な車内環境を提供するソリューションの提供を目指して、計器パネル、ドアパネル、中央コンソール及びスマートサーフェス（装飾としての表面素材に照明やタッチコントロール等の機能を一体化させた部品）を含む車内の包括的なシステムを開発し、生産しています。同部門は、快適な運転及び移動のための座席の位置、並びに車内温度及び照明等を提供するための自動車及び搭乗者の間の通信に係る新しい機器（HMI）の導入に開発の新たな重点を置いています。シート及び内装の両業界において、フォルシアグループは、スマートサーフェス、車載インフォテインメント（注1）の接続性、HMIシステム、高度な安全性、衛生及び健康の増進並びに完全に統合されたコックピットにより、座席位置の自動調整及び室内温度の自動調整等のソリューションを含む乗車中のスマートライフを提供しています。製品売上高45億ユーロ（約5,820億円）のクリーンモビリティ部門は、運転の操作性向上及び窒素酸化物（NOX）及びCO2排出ゼロに向けた業界ニーズに対応する革新的なソリューションを開発し、供給しています。クリーンな排気、燃料効率及び音響性能の向上並びにエンジンの電化を促進するソリューションは、高い処理能力を備えたエンジンへの応用につながるとともに、自動車のメーカーのみならずその周辺業界、並びに都市及びバス会社や運送会社等のフリート事業者のニーズに適応しています。

（注1）車載インフォテインメント…自動車に「インフォメーション（情報）」と「エンターテインメント

（娯楽）」の機能を幅広く提供するもの。ナビゲーション、位置情報サービス、音声通信、インターネット接続のほか、音楽や動画などのマルチメディア再生、ニュース、電子メールなどへのアクセス・検索機能などの自動車のディスプレイ上に表示される全ての機能を含む

フォルシアグループは、自動車の内装の分野におけるソフトウェアの統合を含むコックピットソリューションを先導する世界的なプレーヤーを目指す戦略に基づき、車載インフォテインメントの会社であるフランスのパロット・オートモーティブ・エスエーエス（Parrot Automotive SAS（フランス））（以下「Parrot」といいます。）の100%買収及び中国の江西好帮手電子科技有限公司（Jiangxi Coagent Electronics Co., Ltd. 現 佛吉亞好帮手電子科技有限公司（Faurecia Coagent Electronics S&T Co., Ltd.）（中国））（以下「Coagent」といいます。）の株式の50.1%取得により、2016年12月にIVI（In-Vehicle Infotainment、次世代車載情報通信システム）市場に参入しました。フォルシアグループは、IVI、コネクティビティ（注2）及びコックピットソリューションにおける主導的地位を確立するために協業先を探していたところ、Parrot 及び Coagent を擁するフォルシアグループと相互補完的な協業候補先として、対象者のHMI、コネクティビティソリューション、サウンドデザイン、情報システム及び安全システムにおける技術力（とりわけ車載インフォテインメント、音響マネジメント、自動駐車及びクラウド情報管理に関する技術）や日本市場における自動駐車並びに米国市場における車載インフォテインメント（ディスプレイオーディオ及びナビゲーション）及びオーディオシステムの優位性を高く評価し、対象者をフォルシアグループとの補完性や戦略的親和性が高い企業であると判断しました。

（注2）コネクティビティ…自動車と、インフラ機器、放送機器その他自動車内のあらゆる機器との通信

対象者とフォルシアの間では、2017年10月下旬からコックピットや音響チューニング等の領域における技術的な協調に向けた協議を通じて、両社の理解を深めてきました。そこで、フォルシアは、2018年5月上旬に、対象者の親会社である日立製作所に対して対象者株式の売却を含む資本業務提携に係る初期的な打診を行ったところ、日立製作所より日立製作所の子会社であり日立製作所グループの中でオートモーティブ事業について対象者と協業を行う日立オートモティブシステムズ株式会社（以下「日立オートモティブシステムズ」といいます。）の紹介を受けました。2018年7月下旬に行われた日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの相互の事業内容、事業方針の理解を深める協議を通じて、フォルシアは、対象者株式を100%取得することにより対象者とParrot・Coagentを含むフォルシアグループの持つ経営資源と技術力を完全に統合することで、自動車利用者及び自動車メーカーのニーズに応えられる強固なグローバルのコックピットエレクトロニクス事業体が生まれると考えました。そこで2018年7月下旬に、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズに対して、対象者とフォルシアグループの相互の地理的優位性を活用したIVI事業の伸展などの具体的なシナジー案や買収後の対象者のフォルシアグループでの第4のビジネスグループとしての位置付けを含む対象者株式100%買収の初期的提案（以下「初期的提案」といいます。）を行いました。

フォルシアによる初期的提案を契機に、2018年8月上旬より、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズとフォルシアは本公開買付けに向けた具体的な協議・検討を開始しました。フォルシアは、かかる協議・検討と2018年9月中旬から10月上旬にかけて実施したデューデリジェンスの結果を踏まえ、2018年10月上旬に、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズに対して買収提案書（以下「最終提案書」といいます。）を提示しました。その後、フォルシアは、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの間で、本取引の諸条件について協議・交渉を進めました。その結果、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシス

テムズとの間で、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を含む本取引の諸条件について 2018 年 10 月下旬に合意に至ったことから、公開買付者及びフォルシアは、本日、日立製作所との間で本応募契約を、対象者との間で本公開買付け契約を、それぞれ締結し、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終え又は終えられるとの確認が得られ、本前提条件が充足された場合（又は公開買付者が本前提条件を放棄した場合）に、本公開買付けを実施することを決定しました。

安全、持続可能、生産的かつ自由なモビリティを消費者に提供すること（“safe, sustainable, productive & enhance mobility freedom”）をビジョンとして掲げるフォルシアの本取引の目的は、フォルシアグループの既存事業を含むグローバルのcockpitエレクトロニクス事業（注3）を統合し、内装、シート及びクリーンモビリティという現在の3つのビジネスグループに続く第4のビジネスグループを日本を本拠地として創出することです。本取引後、フォルシアグループは、車載インフォテインメント、コネクティビティ及びクラウド・ソリューション、快適さと安全性に関するドライバー支援システム、音響マネジメント、HMI ソリューション（注4）並びに CV（Commercial Vehicle。商用車）及びフリートマネジメントソリューションにおける技術優位を強化するとともに、これらに関連する技術をフォルシアグループのシート事業及び内装事業と連携して、フォルシアグループが掲げる“Smart life on board”（スマートライフ・オンボード）（車載インフォテインメント、コネクティビティ、自動運転及び人工知能の搭乗者及び運転者にもたらす将来の便益を示す会社のコンセプト）及び“Sustainable Mobility”（持続可能なモビリティ）（CO2 及び汚染物質の排出を削減等の環境への影響を減らすモビリティソリューションの開発目標を示す会社のコンセプト）のソリューションの更なる発展に繋げることができると考えています。対象者の完全子会社化により、買付者は、対象者との強固な連携が生まれ、両社は顧客に対して将来のcockpit領域において買付者が顧客にとって最良と考える販売提案を展開及び提供することができると考えています。車載インフォテインメント分野における対象者及びフォルシアグループの強み・事業を組み合わせることで、cockpitエレクトロニクス領域において高いグローバル・プレゼンスを確立することができ、また、フォルシアグループの幅広い顧客基盤及び欧州・米国の OEM 顧客との既存の協力関係の活用により、対象者のグローバル顧客向けビジネスの拡大を加速し、対象者の競争力の強化や企業価値の向上につながると考えています。

（注3）cockpitエレクトロニクス…車載インフォテインメント、HMI、シート調整、温度快適化等のcockpit機能を管理する電子装置及びcockpitに使用される制御ソフトウェア

（注4）HMI ソリューション…音声駆動、タッチスクリーン、ボタン、スイッチ、カメラ認識等の人間とデジタル機器との間の接点（ヒューマン・マシン・インターフェース）に関するソリューション

③ 対象者における意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「② フォルシアと対象者及び日立製作所との協議、フォルシアによる意思決定の過程等」に記載のとおり、対象者の競争力の強化及び企業価値の向上を図る観点から、フォルシアの対象者株式取得の意向を受け、これを踏まえ、下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、独立した算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）から取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容、独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から受けた法的助言を踏まえ

つつ、フォルシアによる対象者株式 100%買収の提案を検討するために対象者取締役会の諮問機関として設置された独立委員会（委員の構成、具体的な諮問事項等については、下記「（３）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。）から取得した答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

対象者は、フォルシアから 2018 年 7 月下旬に初期的提案を受け、フォルシアに対し想定シナジーや買収後の経営方針について説明を求め、その結果、下記に記載の一定の想定シナジーが見込めるため、初期的提案は対象者の企業価値向上に資する十分な可能性があると判断し、2018 年 9 月中旬からフォルシアのデューディリジェンスを受け入れることとしました。その後、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズは、10 月上旬にフォルシアよりデューディリジェンスの結果を踏まえた最終提案書の提示を受け、本取引の諸条件についてフォルシアと協議・交渉を行いました。また、対象者は、対象者の長期的な事業構造や資本政策の検討にあたって、幅広い事業領域からグローバルに日立製作所グループに代わる新たなパートナー候補の検討を行ったとのことです。そのうち戦略的合理性のある複数の候補先に対しては対象者とのアライアンスに係る打診を行い、フォルシアとの協議と並行して、対象者の企業価値向上に最適なパートナー候補を検討したとのことです。その結果、フォルシアとの提携は、新たな価値創造を実現する統合システムやサービスの開発・投入、これまで培ってきたオーディオや HMI に代表されるコックピットエレクトロニクス商品に対する対象者の高い技術的優位性を顧客により認知させるための販売・マーケティング戦略の強化並びに対象者の製造開発及び販売・サービスの体制の変革による、対象者の更なる成長の加速及び企業価値の向上に資するものであり、フォルシアが新たなパートナーとして最適であるとの結論に至ったとのことです。より具体的には、①両社が地域・顧客基盤等の相互補完性を有することによる販売網の拡大、②ハードウェア、ソフトウェア双方におけるシームレスに統合されたコックピットソリューションを提供するフォルシアグループの傘下に入ることにより、近年益々高度化する OEM 顧客ニーズに対応することが可能となること、③フォルシアグループの IVI 事業を担う Parrot 及び Coagent との製造・開発拠点やリソースの共有によるコスト削減及び技術・ノウハウの融合等がフォルシアグループとのシナジーとして挙げられるとのことです。

なお、情報を活用した高度安全走行システムの先端的な技術開発を行うセーフティアンドインフォメーションシステム事業や自動車向けクラウド情報ネットワークサービス事業における日立製作所グループとの戦略的協調関係は、対象者の事業運営上重要な位置づけにあるため、詳細は現在協議中ですが、基本的な枠組みの合意の上、継続していく予定であるとのことです。

対象者は、グローバルに激化する自動車業界の競争環境や新たな事業機会に対応し、お客様に対象者独自の付加価値を提供し続けるためには、従来の開発、製造、販売・サービスの体制等を再構築し、「車両情報システムソリューションプロバイダー」への変革を実現することが対象者の継続的な企業価値向上のために不可欠なものであると考えているとのことです。但し、その効果が表れるまでには一定の費用と時間が必要となるとともに、追加的な投資を機動的に行うことが必要となるため、先行投資負担による一時的な業績悪化のリスクをもたらす可能性が懸念され、引き続き厳しい競争環境が続くことも相まって、株価へ悪影響を及ぼし株主の皆様にも不利益をもたらす可能性があるものと考えているとのことです。

また、市場構造の変革と激化するグローバル競争の中で対象者が成長していくためには、新たな顧客開拓と開発リソースの確保が喫緊の課題となっているとのことです。フォルシアグループが持つ顧客基盤、事業基盤、フォルシアグループ傘下の Parrot・Coagent が有するリソース・技術力と協調していくことは、これらの課題解決の最善策であると判断しているとのことです。これを迅速に実現するためには、上記「② フォルシアと対象者及び日立製作所との協議、フォルシアによる意思決定の過程等」に記載されているように、Parrot・Coagent を擁するフォルシアグループのグローバルのcockピットエレクトロニクス事業を対象者とともに統合してフォルシアグループの第4のビジネスグループとしていくことが必要であり、このような統合を行うためには対象者がフォルシアグループの完全子会社となることは必須であると判断したとのことです。

上記の理由より、今後も競争環境の激化が想定される中で対象者の企業価値を向上していくためには、対象者が目指す「車両情報システムソリューションプロバイダー」への変革の実現に向けて上記施策を現時点で実行することが必要不可欠であると判断するに至ったとのことです。

また、本公開買付価格（2,500円）について、（i）下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の大和証券による対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、（ii）本公開買付けの公表日（本日）の前営業日である2018年10月25日の東京証券取引所における対象者株式の終値2,263円に対して10.47%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）のプレミアム、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,906円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して31.16%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,673円に対して49.43%のプレミアム、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,576円に対して58.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、（iii）下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための各措置が講じられており、少数株主の皆様の利益への配慮がなされていると認められること、（iv）本公開買付けの公正性を担保するための各措置が講じられた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

このように、対象者は、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、上記（i）から（iv）等を踏まえると、本公開買付価格は妥当性を有するものと考えているとのことです。

上記検討の結果、対象者は、本日開催の取締役会において、本日付で本公開買付契約を締結するとともに、本公開買付けに関して、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、本公開買付けは、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終え又は終えられるとの確認が得られ、本公開買付前提条件が充足された場合（又は公開買付者が本公開買付前提条件を放棄した場合）には、速やかに

開始されることが予定されており、本日現在、公開買付者は、2019 年 1 月には本公開買付けを開始することを想定しておりますが、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、また、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、対象者が設置した独立委員会から、「本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る」旨の答申が行われたことを踏まえ、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、独立委員会に対して、独立委員会が 2018 年 10 月 25 日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うこととしているとのことです。

なお、対象者取締役会の決議の詳細については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

④ 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け成立後、フォルシアは、対象者の技術及び研究開発への投資を積極的に行い、対象者のコックピットエレクトロニクス領域における競争優位を維持・発展させるとともに、フォルシアグループのその他の事業領域との協業によるシナジーを実現し、企業変革をリードしていくことで、対象者事業の更なる発展に貢献できると考えています。フォルシアグループからの対象者への役員派遣に関しては、今後フォルシアと対象者との間で協議してまいります。また、本公開買付け成立後の対象者の従業員については、原則として現在の処遇を維持することを予定しております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、公開買付者が対象者の親会社である日立製作所との間で本応募契約を締結していることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施しているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の応募を本公開買付けの成立の条件とはしておりませんが、対象者において、以下の①から⑤までの措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 対象者における独立した算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、フォルシアから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立した算定機関である大和証券より、本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、大和証券は対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

大和証券は、複数の算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在することから対象者株式の市場株価の動向を勘案する市場株価法を、また対象者業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定を行い、対象者は、大和証券から、2018年10月25日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は大和証券から、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。本株式価値算定書によると、上記の各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	1,576円から2,263円
-------	----------------

DCF法	2,231円から3,162円
------	----------------

市場株価法では、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2018年10月25日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所第一部における基準日の終値2,263円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,906円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,673円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,576円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、1,576円から2,263円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画（2019年3月期から2023年3月期までの5年間）における収益予測や投資計画、対象者へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、2,231円から3,162円までと算定したとのことです。また、DCF法で前提とした対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益あるいは減益となる事業年度が含まれております。具体的には、2019年3月期においては、「車両情報システムソリューションプロバイダー」としての事業運営を促進するための事業ポートフォリオ改革費用のほか、事業環境に関して、対象者の取引先である自動車メーカーの減産が見込まれること及び注力分野であるセーフティアンドインフォメーションシステム事業の成長鈍化等により、営業利益が前期比で30%以上の減益が見込まれる一方、2020年3月期、2021年3月期及び2022年3月期においては、事業ポートフォリオ改革として、HMI等の成長分野への経営リソースの集約及び地域ごとに成長分野へ注力することによるグローバル市場でのビジネス拡大等により、各年度において営業利益が前期比で30%以上の増益となることを見込んでいるとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

② 対象者における独立委員会の設置及び意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2018年9月20日、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立した上條正仁氏（対象者社外取締役、独立役員）並びに外部有識者である仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所所属）及び山崎想夫氏（公認会計士・税理士、株式会社GGパートナーズ所属）の3名で構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、(i) 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本取引の取引条件の公正性・妥当性、(iii) 本取引における手続の透明性・公正性、(iv) 本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること

及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、並びに、(v) 本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか（以下総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。

独立委員会は、2018年9月20日から10月25日までの間に合計6回開催され、本諮問事項についての審議及び検討を行ったとのことです。具体的には、独立委員会における審議及び検討に際しては、(a) 対象者及び大和証券に対し、対象者における対象者の事業に関する現状認識及び本取引が対象者に与える影響並びに対象者、日立製作所及びフォルシアとの間で実施された交渉の推移等についての説明が求められ、これらについての質疑応答が行われたこと、(b) 大和証券に対し、大和証券による対象者株式価値算定に関する説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(c) 本取引に係る関連資料等が提出されたこと等により、本取引に関する情報収集が行われているとのことです。

独立委員会は、これらを踏まえ、本諮問事項について審議及び検討を行った結果、2018年10月25日、委員全員一致の決議により、対象者の取締役会に対し、(i) 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本取引の取引条件の公正性・妥当性、(iii) 本取引における手続の透明性・公正性、(iv) 本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、並びに、(v) 本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、を検討した結果、「(i) 本取引の目的は合理的なものと認められる、(ii) 本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると認められる、(iii) 本取引において、手続の透明性・公正性は確保されていると認められる、(iv) 本公開買付けに対して、本公開買付けの公表の時点で対象者の取締役会が賛同意見及び応募推奨意見を述べることは相当である、(v) 本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと認められる。但し、上記(ii)及び(iv)について、本公開買付けは公表から開始までに相応の期間を要することが想定されており、本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付け価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る。」旨の答申を行い、同日付で対象者の取締役会に本答申書を提出したとのことです。

独立委員会から受領した本答申書によれば、独立委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は、以下のとおりであるとのことです。

(i) 本取引の実施の理由として対象者から説明された内容（上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」記載の内容を含みます。）に不合理な点は見受けられず、本取引は、対象者が現在抱えている課題の解決に寄与することから、対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的なものと認められる。

(ii) 本取引における手続の透明性・公正性について、(a) 対象者のプレスリリースにおいて、少数株主及び反対株主の利益に配慮した充実した正確な開示がなされていること、(b) 対象者は、対象者取締役会の諮問機関として、独立委員会を設置し、本諮問事項について諮問を行っていること、(c) 本公開買付けに関する意見の表明等を予定する対象者取締役会においては、まず、対象者の取締役6名のうち、日立製作所グループとの間に存在する利害関係について開示をした川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏以外の2名の取締役において審議の上、その全員一致で決議を行い、その後、対象者の取締役会の定足数を確保する観点から、川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏を加えた対象者の6名の全取締役にて改めて審議の上、その全員一致で決議を行うという二段階の手続を経る予定であること、(d) 対象者は、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグ

ループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本取引に関する諸条件等についてのフォルシアらとの間の協議・交渉及び検討に際して助言を受けていること、(e)対象者は、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立した算定機関である大和証券に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得していること、(f)本公開買付けでは、公開買付けの公表から公開買付けの開始までに、各国の独禁法に対応する必要性から相応の期間を要する見込みであり、株主が本公開買付けへの応募の是非を検討する十分な熟慮期間及び対抗的な買付の機会は客観的に確保されていること、(g)対象者と公開買付者及びフォルシアとの間の本公開買付契約において、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」の「② 本公開買付契約」に記載の競合取引を制限する条項が定められているものの、上記契約においてはFiduciary out条項が設けられており、合理的な対抗提案が出てきた場合には、対象者として対抗者との交渉を行うことが常に禁じられているわけではないこと等からすると、本取引においては、公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされており、本取引における手続の透明性・公正性が認められる。

(iii) 本取引の取引条件の公正性・妥当性について、(a)対象者に対する対象者の事業計画の作成経緯及び方法についてのヒアリングの結果、大和証券による対象者株式の算定方法及び算定プロセス並びに株式価値算定に関する考察過程についての説明等からすると、大和証券による対象者株式価値の算定方法及びその結果は、いずれも依拠するに足る信頼できるものであること、(b)大和証券による本株式価値算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値を、市場株価法で1,576円～2,263円、DCF法で2,231円～3,162円とされているところ、本公開買付価格(1株2,500円)は、市場株価法により算定された対象者1株当たりの株式価値の上限を超過しており、かつ、DCF法により算定された対象者1株当たりの株式価値のレンジの範囲内の金額であることから、本公開買付価格は、少数株主にとって不利益ではない水準に達していると考えられること、(c)本公開買付価格は、2018年10月25日(以下「直前日」といいます。)の東京証券取引所における対象者株式の終値2,263円に対して約10.47%、直前日の過去1ヶ月の平均終値1,906円に対して約31.16%、直前日の過去3ヶ月の平均終値1,673円に対して約49.43%、直前日の過去6ヶ月の平均終値1,576円に対して約58.63%のプレミアムが付されたものとなっているところ、近時の他の公開買付け(非上場化案件)におけるプレミアムとの関係でも遜色ないプレミアム水準が確保されていること、(d)本取引においては、少数株主が本公開買付け又は本株式売渡請求若しくは本株式併合のいずれによって対価を得たとしても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されていること等からすると、本取引全体について、条件の公正性・妥当性が確保されていると認められる。但し、本公開買付けは公表から開始までに相応の期間を要することが想定されており、本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る。

(iv) 上記(i)から(iii)の検討の結果、本諮問事項(i)から(iii)までについて、いずれも問題があるとは考えられないことから、本公開買付けに対して、本公開買付けの公表の時点で対象者の取締役会が賛同意見及び応募推奨意見を述べることは相当であるが、本公開買付けは公表から開始までに相応の期間を要することが想定されており、本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る。また、同様に、本答申書作成日時点の状況を前提に、本取引は、貴社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

③ 対象者における独立した外部の法律事務所からの助言の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けているとのこと。

なお、西村あさひ法律事務所は、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのこと。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、大和証券から取得した本株式価値算定書の内容、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を踏まえつつ、独立委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのこと。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、本公開買付価格は妥当性を有するものと判断し、本日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのこと。

上記取締役会において、対象者は、対象者の全取締役について、本公開買付けに利益相反のおそれがあるとして対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議並びに本公開買付けに関するフォルシアとの協議から除外すべき取締役に該当しないと考えているため、いずれの取締役も本公開買付けに関するフォルシアとの協議から除外していないとのこと。但し、本公開買付けを含む本取引に関する利益相反の疑いを回避する観点から、慎重を期して、対象者の取締役のうち、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏は日立製作所の出身者であり、藤村一路氏は現在も日立製作所の完全子会社である日立オートモティブシステムズの取締役を兼務していることに鑑み、また、川本英利氏は、日立製作所の出身者ではなく、現在日立製作所又は日立オートモティブシステムズの役職員も兼務していないものの、過去に日立オートモティブシステムズの役職員を兼務していたことに鑑み、まず、対象者の取締役6名のうち、川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏以外の2名の取締役において審議の上、その全員一致で上記の旨の決議を行い、その後、対象者の取締役会の定足数を確保する観点から、川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏を加えた対象者の6名の全取締役に改めて審議の上、その全員一致で上記の旨の決議を行うという二段階の手続を経ているとのこと。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）については、20営業日に設定する予定です。本公開買付期間は比較的短期ですが、公開買付者は、2019年1月に本公開買付けを開始することを想定しておりますところ、対象者としては、本公開買付けの開始までの期間が長期にわたるため、

対象者の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えているとのことです。また、上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、対象者の長期的な事業構造や資本政策の検討にあたって、幅広い事業領域からグローバルに新たなパートナー候補の検討を行い、そのうち戦略的合理性のある複数の候補先に対して打診を行っており、他の候補先との比較を通じてフォルシアグループを最終的に新たなパートナー候補先として選定している経緯があるとのことです。従って、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えているとのことです。

なお、対象者は、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」の「② 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約においては一定の取引保護条項が規定されておりますが、第三者によって一定の対抗提案がなされ、対象者の取締役会が、合理的な根拠に基づいて、本意見表明及びその維持が対象者の取締役及び執行役の善管注意義務違反を構成し得ると判断し、かつ、公開買付者が本取引に関する諸条件をこれと同等以上の内容に変更しない場合には、本公開買付けへの賛同表明を撤回することや第三者による公開買付けに賛同することが可能であり、公開買付者以外の者による買付け等の機会は確保されているものと考えているとのことです。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

① 本応募契約

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付けで、フォルシア及び日立製作所との間で、日立製作所が本応募株式(35,963,034株、所有割合:63.80%)について、本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しております。また、本応募契約においては、日立製作所は、直接又は間接に、フォルシアグループ以外の者に対して、対象者に対する出資、日立製作所が所有する本応募株式の処分又は対象者の事業若しくは重要な資産の処分に関する勧誘、推奨、交渉、合意又は情報提供を行ってはならないとされております。但し、本公開買付期間が終了するまでに公開買付者以外の第三者から、当該提案が成立した場合には直接又は間接に、当該第三者が対象者株式の全てを保有することとなる対抗提案がなされ、日立製作所の取締役会が、当該対抗提案及び本公開買付けに関する買付価格その他関連要素を含む合理的な根拠に基づいて、当該対抗提案を考慮すると、本項公開買付けへの応募が、適用のある法令において、日立製作所の取締役及び執行役の善管注意義務違反を構成し得ると判断した場合であって、公開買付者が本取引に関する諸条件を当該対抗提案と同等以上の内容に変更しない場合には、これらの限りではありません。

本応募契約において、日立製作所が本公開買付けに応募する前提条件として、本公開買付けの開始日において、①本公開買付けが開始されており、公開買付者が本公開買付けに関連する法律の下で履行することが求められている義務を履行していること、②本公開買付けの完了を阻止する保全命令、仮差止又は差止その他の決定がなされていないこと、③本公開買付けの実行を違法にするような本公開買付けに適用される法令等が制定されていないこと、④公開買付者が履行又は遵守すべき本応募契約上の義務(注1)を重要な点において履行していること、及び、⑤公開買付者の表明保証事項(注2)が重要な点において真実かつ正確であることが規定されています。但し、上記前提条件の一部又は全部が充足されない場合においても、日立製作所が自らの判断において当該前提条件を放棄し、本公開買付けに応募することは制限されていません。

また、日立製作所は、本公開買付けが成立し、かつその決済が行われた場合、本公開買付けに係る決済の開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催されるときは、当該株主総会における本応募株式に係る議決権その他一切の権利の行使につき、公開買付者の選択に従い、(i) 公開買付者の指定する第三者（公開買付者を含みます。）に対する包括的代理権の授与、又は (ii) 公開買付者の指示に従った議決権行使を行うべき義務を負っております。

（注１）本応募契約において、公開買付者は、本公開買付けの開始義務、本公開買付けに関して競争法上要求される全ての適切な届出を行う義務、秘密保持義務、本応募契約に関連して自らに発生する費用等の負担義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負っております。

（注２）本応募契約においては、(i) 設立及び存続の有効性、(ii) 本応募契約の締結に関する権利能力、必要な手続の履践、(iii) 本応募契約の有効性及び執行可能性、(iv) 法令等との抵触の不存在、(v) 公開買付者又はフォルシアにおいて本公開買付けの実行に十分な現金又は借入枠の確保がなされていることが公開買付者の表明保証事項とされております。

② 本公開買付契約

本公開買付けに際し、対象者は、本日付けで、フォルシア及び公開買付者との間で、本公開買付契約を締結しております。

本公開買付契約においては、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、本公開買付けに賛同する旨の意見表明及び、対象者の取締役及び執行役の善管注意義務違反を構成し得る場合を除き、対象者の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の表明（以下「本意見表明」といいます。）を行い、本公開買付期間中、これを維持し、かつ、第三者による公開買付けに賛同しない旨が規定されております。また、本公開買付契約においては、対象者は、直接又は間接に、フォルシアグループ以外の者に対して、対象者に対する出資、日立製作所が所有する本応募株式の処分又は対象者の事業若しくは重要な資産の処分に関する勧誘、推奨、交渉、合意又は情報提供を行ってはならないとされております。但し、本公開買付期間が終了するまでに公開買付者以外の第三者から、当該提案が成立した場合には直接又は間接に、当該第三者が対象者株式の全てを保有することとなる対抗提案がなされ、対象者の取締役会が、当該対抗提案及び本公開買付けに関する買付価格その他関連要素を含む合理的な根拠に基づいて、当該対抗提案を考慮すると、本意見表明及びその維持が、適用のある法令等において、対象者の取締役及び執行役の善管注意義務違反を構成し得ると判断した場合であって、公開買付者が本取引に関する諸条件を当該対抗提案と同等以上の内容に変更しない場合には、これらの限りではありません。

また、本公開買付契約においては、対象者が本意見表明を行う前提条件として、①本公開買付けが開始されており、公開買付者が本公開買付けに関連する法律の下で履行することが求められている義務を履行していること、②公開買付者の表明保証事項（注１）が重要な点において真実かつ正確であること、③公開買付者が履行又は遵守すべき本公開買付契約上の義務（注２）を重要な点において履行していること、④本公開買付けの完了を阻止する保全命令、仮差止又は差止その他の決定がなされていないこと、⑤本公開買付けの実行を違法にするような本公開買付けに適用される法令等が制定されていないことが規定されております。但し、上記前提条件の一部又は全部が充足されない場合においても、対象者が自らの判断において当該前提条件を放棄し、本意見表明を行うことは制限されております。

その他、本公開買付けに関する義務として、対象者は、(i) 本公開買付契約の締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、対象者の事業を通常の過程及び範囲内において遂行すること、(ii) 公開買付者又は競争当局に対して、競争法上の手続に必要な情報を提供すること、(iii) 株式発行、合併、配当金交付、解散等の重要な行為を行わないこと、(iv) 本公開買付けの開始日までに対象者に関するインサイダー情報を認識した場合、速やかに開示すること、(v) 本公開買付契約において想定される取引に関して第三者からの承諾が要求される第三者との所定の契約について、本公開買付けの決済開始日までの間に承諾を取得する商業上合理的な努力をすること、(vi) 本公開買付けが成立した場合、公開買付者が対象者株式の全てを取得する手続に必要な協力を行うこと、(vii) 秘密保持義務、(viii) 契約上の権利義務の譲渡禁止義務について合意しております。

(注1) 本公開買付契約においては、(i) 設立及び存続の有効性、(ii) 本公開買付契約の締結に関する権利能力、必要な手続の履践、(iii) 本公開買付契約の有効性及び執行可能性、(iv) 法令等との抵触の不存在が公開買付者の表明保証事項とされております。

(注2) 本公開買付契約においては、公開買付者は、本公開買付けの開始義務、秘密保持義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負っております。

③ 移行サービスの提供及び事業提携に関する契約

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けが成立した場合、対象者は日立製作所の子会社ではなくなり、対象者と日立製作所との資本関係はなくなりますが、対象者の事業活動を円滑に継続するため、関連当事者間で、日立製作所による対象者に対する移行サービスの提供及び事業提携についての契約を別途締結する予定とのこと。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、以下に述べる方法により、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しています。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定です。

本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の皆様の個別の承諾を要することなく、

公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者株式の全部を取得します。そして、売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、公開買付者より本株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会は、公開買付者による本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

本株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する、又は、2019年6月に開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といい、以下、本臨時株主総会又は本定時株主総会を「本株主総会」といいます。）において、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含めることを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会を開催する場合、開催時期は未定です。なお、公開買付者は、本株主総会において当該議案に賛成（本応募契約に基づき、日立製作所に対し賛成の議決権行使を求めることを含みます。）する予定です。

本株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、対象者の株主は、本株式併合がその効力を生じる日において、本株主総会において承認が得られた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者を除きます。）の皆様が交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の皆様の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることが請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合にお

いては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の皆様が所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記各手続については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外を対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。

但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（６）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続に従って、対象者株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、対象者において上記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合にも、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

① 名 称	クラリオン株式会社
② 所 在 地	埼玉県さいたま市中央区新都心7番地2
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	執行役社長兼CEO 川端 敦
④ 事 業 内 容	セーフティアンドインフォメーションシステム、自動車向けクラウド情報ネットワークサービス、業務車両向け運行管理システム、カーナビゲーション、カーオーディオ

⑤ 資 本 金	20,346 百万円 (2018 年 6 月 30 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	1940 年 12 月 18 日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2018 年 3 月 31 日現在)	株式会社日立製作所	63.80%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.38%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2.11%
	クレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエー) エル エルシー エスピーシーエル. フォー イーエックスシーエ ル. ビーイーエヌ (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	1.79%
	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーア カウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.71%
	NOMURA PB NOMINEES LIMITED O MNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村証券株式会社)	1.23%
	チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライア ンツ アカウント エスクロウ (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	0.95%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	0.71%
	BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED A/C CAYMAN CLIENTS (常任代理人 バークレイズ証券株式会社)	0.66%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	0.58%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

(注) 大株主及び持株比率 (2018 年 3 月 31 日現在) は、対象者が 2018 年 6 月 25 日に提出した第 78 期有価証券報告書の「大株主の状況」から引用しております。

(2) 日程等

本公開買付けにつきましては、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終え又は終えられるとの確認が得られ、本前提条件が充足された場合 (又は公開買付者が本前提条件を放棄した場合)、速やかに本公開買付けを開始することを予定しており、本日現在、2019 年 1 月に本公開買付けを開始することを想定しておりますが、国

内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けの日程につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

なお、本公開買付期間については、20 営業日に設定する予定です。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、2,500 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

フォルシアは、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して 2018 年 9 月中旬から 10 月上旬にかけて実施したデューディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、フォルシアは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、2018 年 10 月 25 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値（2,263 円）、同年 10 月 25 日までの過去 1 ヶ月間、同 3 ヶ月間、同 6 ヶ月間の終値の単純平均値（1,906 円、1,673 円及び 1,576 円）の推移並びに一部報道メディアによる憶測報道（注 2）があった 2018 年 10 月 18 日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値（1,915 円）を参考にいたしました。更に、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例（完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、日立製作所及び対象者との協議及び交渉を踏まえて、本日、フォルシア及び公開買付者は、2,500 円を本公開買付価格とすることを最終的に決定いたしました。フォルシア及び公開買付者は、上記の要素を総合的に考慮し、かつ、日立製作所及び対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しているため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり 2,500 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2018 年 10 月 25 日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値 2,263 円に対して 10.47%、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,906 円に対して 31.16%、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,673 円に対して 49.43% 及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,576 円に対して 58.63%、一部報道メディアによる憶測報道があった 2018 年 10 月 18 日の前営業日の終値 1,915 円に対して 30.55%のプレミアムを加えた金額となります。

（注 1）対象者は、2018 年 10 月 1 日を効力発生日として、対象者株式 5 株につき 1 株の割合をもって株式の併合を行っております。株式の併合の権利落ち日（2018 年 9 月 26 日）前の株価については、5 を乗じるにより算出した調整後株価を使用しております。

（注 2）日立製作所が保有する対象者株式の売却プロセスが最終局面に近づいているとの内容。

② 算定の経緯

フォルシアは、2018 年 5 月上旬に、対象者の親会社である日立製作所に対して対象者株式の売却を含む資本業務提携に係る初期的な打診を行ったところ、日立製作所より日立製作所の子会社であり日立製作所グループの中でオートモーティブ事業について対象者と協業を行う日立オートモティブシステムズの紹介を受けました。2018

年7月下旬に行われた日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの相互の事業内容、事業方針の理解を深める協議を通じて、フォルシアは、対象者株式を100%取得することにより対象者とParrot・Coagentを含むフォルシアグループの持つ経営資源と技術力を完全に統合することで、自動車利用者及び自動車メーカーのニーズに応えられる強固なグローバルのcockpitエレクトロニクス事業体が生まれると考えました。そこで、2018年7月下旬に、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズに対して、対象者とフォルシアグループの相互の地理的優位性を活用したIVI事業の伸展などの具体的なシナジーや買収後の対象者のフォルシアグループでの第4のビジネスグループとしての位置付けを含む対象者株式100%買収の初期的提案を行いました。

フォルシアによる初期的提案を契機に、2018年8月上旬より、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズとフォルシアは本公開買付けに向けた具体的な協議・検討を開始しました。フォルシアは、かかる協議・検討と2018年9月中旬から10月上旬にかけて実施したデューディリジェンスの結果を踏まえ、2018年10月上旬に、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズに対して最終提案書を提示しました。

その後、フォルシアは、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの間で、本取引の諸条件について協議・交渉を進めました。その結果、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの間で、本公開買付価格を含む本取引の諸条件について2018年10月下旬に合意に至ったことから、公開買付者及びフォルシアは、本日、日立製作所との間で本応募契約を、対象者との間で本公開買付契約を、それぞれ締結し、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終え又は終えられるとの確認が得られ、本前提条件が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）に、本公開買付けを実施することを決定し、併せて、本公開買付価格を2,500円と決定しました。

フォルシアは、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して2018年9月中旬から10月上旬にかけて実施したデューディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、フォルシアは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、2018年10月25日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値（2,263円）、同年10月25日までの過去1ヶ月間、同3ヶ月間、同6ヶ月間の終値の単純平均値（1,906円、1,673円及び1,576円）の推移並びに一部報道メディアによる憶測報道があった2018年10月18日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値（1,915円）を参考にいたしました。更に、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例（完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通し、等を総合的に勘案し、日立製作所及び対象者との協議及び交渉を踏まえて、最終的に本公開買付価格を2,500円とすることを決定しております。

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
56,364,034株	37,576,000株	一株

（注１）応募株券等の総数が買付予定数の下限（37,576,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（37,576,000株）以上の場合は、応募株券等の

全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式(対象者は、2018年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更しています。)についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数(56,364,034株)を記載しております。なお、当該最大数は、調整後発行済株式総数(56,548,837株)から、調整後自己株式数(184,803株)を控除した株式数(56,364,034株)になります。

(注5) 上記の買付予定数及び買付予定数の下限は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の変動等のために、本公開買付けにおける実際の買付予定数及び買付予定数の下限が上記の数字と異なる可能性があります。本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時において入手可能な最新の対象者が所有する自己株式数を踏まえ、最終的な買付予定数及び買付予定数の下限を決定する予定です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	563,640個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 ー%)
対象者の総株主の議決権の数	280,958個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(56,364,034株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2018年8月10日に提出した第79期第1四半期報告書に記載された2018年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、対象者は、2018年10月1日を効力発生日として、対象者株式5株につき1株の割合の株式の併合及び対象者株式の単元につき1,000

株から 100 株への変更を行っていること、並びに単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、調整後発行済株式総数（56,548,837 株）から、調整後自己株式数（184,803 株）を控除した株式数（56,364,034 株）に係る議決権の数（563,640 個）を分母として計算しております。

（注 4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金 140,910,085,000 円（予定）

（注）買付代金は、買付予定数（56,364,034 株）に本公開買付価格（2,500 円）を乗じた金額を記載しております。

（8）その他買付け等の条件及び方法

下記①以外の「その他買付け等の条件及び方法」及び「決済の方法」については、上記「（2）日程等」と同じく決定次第お知らせいたします。

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（37,576,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（9）公開買付代理人

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「（2）本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「（6）上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

（1）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者は本日開催の取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議し、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うこととしているとのことです。

なお、対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照くだ

さい。

② 本公開買付契約

③ 移行サービスの提供及び業務提携に関する契約

②及び③の詳細は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「2019年3月期第2四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」の公表

対象者は2018年10月25日に、「2019年3月期第2四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

② 2019年3月期配当予想

対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2019年3月期の配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が本日公表した「2019年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書（その時々で修正される可能性があります。）をご覧いただいたうえで、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースに含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服しめることができる保証はありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。本公開買付けの資料の英訳は <http://www.faurecia.com/en/newsroom> でも取得できます。

本プレスリリースの記載には、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

本プレスリリースの発表、発行又は配布は、国又は地域によって法律上の制限が課される場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、日本及び米国の証券取引関連法制上許容される範囲で、本公開買付けの開始前又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に、自己又は顧客の勘定で、対象者の株式を本公開買付けによらず取得し又は取得に向けた行為を行う場合があります。かかる取得は、市場価格での市場取引の形態又は相対の交渉で決まる価格での市場外取引の形態をとる場合があります。